

ために、必要な所要の手続改正をいたしましたのであります。

その一点をいたしましては本法施行後二年以内に限られておりますのを恒久法といたしたことが一つ。第二には、名前を中小企業安定法に改めるというふ

うなことにいたしましたのであります。更に又刻下の経済情勢下に処しまして、現行法におきましては、対象業種の指定を法定することに相成つております

が、機敏なる行動をなし得るために、これを行政権に委ねることにいたしたというふうな点が、今回の改正案の中の大きな要点であります。

心臓が悪くなるのです。

序を保たしめ、中小企業の安定の一助にいたしたいというのが本法案提出の理由であります。

どうか以上のような次第であります
ので、慎重御審議の上速かに御協賛賜
わらんことを切にお願い申上げる次第

○委員長(中川以良君) 引続き内容の説明と資料による御説明を願います。

○衆議院議員(小笠公昭君) お手許に

資料といたしまして改正法律案の要綱がお配りいたしてあると思うのであります。これにつきまして御説明を申

上げることにいたしたいと思うのであります。

時限立法を恒久法といたしましたことと、題名を簡単に中小企業安定法といふことに改めたのであります。率直に

申上げますれば、中小企業安定法と言
わんよりも、中小企業調整組合法であ
ります。だが從来安定なる文字を使つ

ておりましたので、中小企業安定法と
いうことに簡単に変えたのであります。
す。第二の点は先ほど申上げましたよ
うに、法の機動的な運営を図るために
に、ここに業種の指定を政令に譲つた
ということであります。第三は、業種
を指定する際におきまして、現行法に
おきましては不況事態が到来して非常
に困つておる場合に限つておるのであ
りますが、その虞れのある場合をも附
加して、不況の招来にあらかじめ備え
得るの道を開いたのであります。第四
は、本改正法案におきまして、最も重
要な点であります。先ほど申上げま
したように、現行法におきましては、
調整組合の主たる事業として生産数量
の制限、出荷数量の制限及び生産設備
の制限をするということに相成つてお
るのであります。これでは先ほど申上
げましたように、非常に多数でいろいろ
な面から影響を受ける中小企業とい
たしましては、十分なる対応策がとり
得ないので、第四項に掲げております
ように、事業の範囲を拡大いたしたの
であります。即ち販売方法及び原材料
の購入方法の制限と、一定の条件の下
に販売価格及び原材料購入価格の制限
を認めたのであります。御承知の通り
に、今次私的の独占の禁止及び公正取引
の確保に関する法律の一部改正法律案
におきましては、価格の不況カルテル
の一つの事業といたしまして、販売価
格の協定を認めておるのであります。
又合理化カルテルの一態様といたしま
して、原料の購入に関する共同行為の認
容をいたしておるのであります。それ
らとの関連から考えて見ますとき、

中小企業に対しまして原材斜面の購入
に関する方法並びに価格の制限を認め
るということが、更に弱い中小企業に何
らかの一つのよりがかりを与えるもの
であろうと考えるのであります。も
とより価格協定につきましては、独占
禁止法の改正法案におきましても、一
定の条件の下に、即ち技術的理由に
よつて価格協定以外には不況切抜けの
策がない場合、或いは生産数量の制限
等と相並んでやるという場合に価格協
定を認めておるのであります。中
小企業におきましても、この一定の条
件の下にそれらを認めて参りたいと考
えておるのであります。更に現行法に
おきましては、検査の制度といふもの
が非常に不完備に出でておるのであります
して、特に生産数量の制限をいたしま
する場合、消費者の立場から考えまし
ても、品質の確保という必要があるの
であります。品質の確保といふことの意
味からも必要でありますので、検査を施
行するの必要を感じるのであります。
消費者の利益の擁護の確保の
ほかに、当該事業の遂行を確保すると
いう見地からも必要でありますので、
ここに検査制度をはつきりと法文の中
にいたしたということが、今回の調整
組合に対する活動範囲の拡大した内容
であるのであります。

第五の関係におきましては、総合調
整計画及び調整規程の認可要件に「関
連事業者の利益を不当に害しないこ
と」これは私的の独占禁止法におきまし
て、こういうふうな改正の要綱になつ
ておりますので、それに合したものであ
ります。

第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二といふような所が、これは先ほど申上げましたように、行政官庁の手続を、不必要的認可制限をできるだけ届出主義に改めたり或いは緩和をするような場合には届出に限るといふうに、行政官庁におきまする手続きをできるだけ簡素化して、そうしてよく経済の動向に対しても調整組合を機敏に適応せしめるために簡素化いたしましたのであります。

は、現行法とほとんど同じで、字句を若干修正いたしたということと、調整規程に定めておる内容をそつくり通産省令で政府命令にすることは不適当である場合があるのでありますて、一部では全部、必要最小限において命令を発し得るというふうに直したのであります。この要綱におきましては載つております。この要綱におきましては、特にこの関係において附加えましたのは、これまでの解釈におきまして、第二十

第十三は、現在の現行法におきまし
ては同様の文句があるのです。
これは昔の工業組合法或いは商業組合
法、輸出組合法等におきまして、第八
条乃至第九条にありましたような貢外
統制の問題題であるのであります。終戦
後このかたの日本の現状から申上げま
すと、昔のような、工業組合法の八条
による貢外命令、これが出てこないで
あるつて、日本、商を組合の貢外によ
る停止する、ここに国家権力による調整
事業のみが行われるという解釈が流布さ
れておつたのであります。が、今回
の改正法律案には、この命令が出た場
合におきましても、調整組合は引き続き
その事業を継続してこの命令に対し

はできないと考えるのですが、調整組合がみずからの方において調整事業例えは生産数量の制限等を行なつております。員外の者によってこれが乱されるということは統制の常であるのであります。それが国家的な見地、産業全体の立場から考えまして必要がある場合には、調整組合のやつておりまする調査内容とほぼ等しい命令を通産省令或いは通産大臣命令を以て出し得ることに現行法は相成つておるわけでありますするが、而して現行法におきましては先ず勧告をし、然る後に第十五は、先ほど提案理由で申上げましたように、第十三国会におきまする衆議院の附帯決議を盛り込んだ条項であるのであります。設備の制限に関する二十九条の命令が出ましたときに限りまして、その命令の有効期間に限りまして、設備の新設を抑制することができる」といたしたのであります。

第十六の関係は、先ほど申上げましたように、公正取引委員会におきまして、いろいろと、通商産業大臣との関係をおきまして、いろいろその協議、同意というふうな内容が多々あるのを、できるだけ両行政府におきまする関係を簡素化しておきます。

ございますが、それらがいわゆる該当事例として予想されておつたのであります。が、このうち米国向けの冷凍まで、その事例で見られますように、輸出価格のほうは必ずしも低くないにもかかわらず、輸出の数量が相当額に差してありますために、相手国の需給関係に影響を与えるというような結果、關税引上運動を招く場合があるのであります。従いまして從来は価格が著しく低く云々という規定の仕方をいたしておつたのであります。が、それを輸出数量が著しく多いために相手国の関係事業者の利益を害する場合と、どうふうに書直したのであります。

それから第二といたしまして、現行法の第二号は不当廉売その他の輸出価格の変動によりまして取引不安を招く場合であります。而して、綿糸布、絹織物或いは紡織機、家庭用のミシン、琺瑯鉄器、缶詰等いわゆる現在チエック・プライス制を政府みずからが実施をいたしております品目についてこの事例の発生が予想されるのであります。が、本改正案につきましては、本号の彈力性ある運用を図るために若干その表現を改正をいたしたのであります。が、これは実質的に大きな差はないのであります。が、例えば「おそれがあること」というふうな表現をいたしておりましたが、今度はその場合のほかに、「又は困難となるおそれがあること」というふうな規定をいたしたのであります。

それから三といたしまして、現行法の三号は仕向国に一手買取機構又は輸入業者のカルテル等いわゆる買手独占

の存する場合を規定をいたしておるのであります。しかし、いわゆる相手国の買手は補助金を交付するというようなことによつて不当な競争を行なつて来る、これがために我が国が関係業者が損失をこうむる場合が存在するのであります。例えば最近においてインド市場に對しまして、インド市場では別段そう買手独占ということでもないのですが、イタリーが人絹の非常にダンピング的な輸出をして来るというふうな場合、或いは台湾、朝鮮等の肥料の国際入札におきまして、西独その他の西歐諸国のはうが非常に進出をして来るというふうな場合の事例が考えられるのであります。この改正案においては、かくのことき事態に対処するためには第三号の拡張をいたしたのであります。先ほど申しました、競争国より不利な競争条件が存する場合というのはこれに該当するのであります。

第四としまして、中近東、中南米等の新市場との取引におきまして、ややもすれば輸出業者相互間に過度の競争が行われまして、これがために輸出取引の成立を困難にすることが予想されるのであります。特に中近東諸国におきましては、我が国商社の信用状態が不明であるために、むしろ我が国からの一一手輸出をすることによって安定化した。と申しますのは、先ほど申しました三原則のところへ第四の柱として一つ柱を加えたわけであります。前改正法案において新たに第四号を追加しに申しました二つの場合はそれへ現

在の一号なり或いは三号の中に合せて記入をいたしたのであります。それから又法律の要綱のほうに帰つて頂きまして、第三の場合はそういう場合の拡張を規定したのであります。が、第四といたしまして、輸出業者が協定し得る事項及び輸出組合が組合員の遵守すべき事項として定め得る事項の範囲を拡大いたしまして、新市場との輸出取引、それから仕向国に買手扱いが存する場合の輸出取引等におきまして、輸出貨物の価格、品質その他の取引条件又は数量以外の輸出にかかる取引、ここでは以外の輸出にかかる取引というの意味があるわけでありまして、この数量以外の輸出にかかる取引に関する事項について協定を締結し、又は組合員の遵守すべき事項を定めることとしたのであります。この具体的な事例なり必要性につきましては、先ほど申上げました輸出取引法改正資料の第三を御覧願いたいのですがあります。が、第三は、輸出業者が協定を締結し得る事項及び輸出組合が組合員の遵守すべき事項として定める事項の範囲を拡大する必要性であります。これは本文の第五条の第一項及び第十三条の第二項の改正に当るわけであります。が、最近のアルゼンチン向け鉄鋼の輸出におきまして、先ほどもちよつと御説明をいたしておきましたが、輸出業者を輪番的に特定をする必要が生じておりますのであります。又、先に中近東に派遣せられました使節団の報告によりますと、同地においては安定した取引関係を維持するために我が國から一手輸出を要望をしておるような状況であります。これらの取引形態は、特定の輸出業者乃至輸出組合のみが輸

出取引を実行いたしまして、他の輸出業者又は輸出組合の組合員自体は輸出を行わない旨の輸出業者の協定又は輸出組合の統制業務を認めるることによつて可能となるのであります。輸出貨物の価格、品質その他の取引条件又は数量についてのみ協定乃至統制業務を認める現行法によつては不可能でありますので、本改正法案においてその範囲の拡大を図つたような次第であります。それから又要綱のほうに帰つて頂きました、第五として、輸出組合会につきましては、おおむね現行法のままであります。が、新たに出资制を採用し得ることといたしまして、且つ、組合の事業として、輸出貨物の生産業者又は販売業者と組合員のためによる團体協約の締結を行い得ることとすることとしておるのであります。従来の輸出組合は無出資制で参つておるのであります。が、今後いろいろ事業を活潑にやりますためには、どうしても出資をする必要が出て参つております。特に税法の関係から申しましては免稅を或る程度して頂くということは非常にむずかしいというふうな事情もありまして、この際出資制を採用し得ることとしたい。それから組合の事業者なり或いは販売業者がこれは組合のためにする团体協約の締結を行つようになります。おきまして、輸出業者が輸出貨物の生産者或いは販売業者の間でこの協定を締結し得る場合に該当をするわけであります。

この点についていろいろ御指摘なり御意見を承わつたのであります。その当時としてはまだ諸般の情勢がまあ若干熟しないという感じがいたしておつたのであります。が、今回の改正におきましては、それらのアウト・サイダーの取締を狙いといったわけであります。が、法文の形式としたしまして、こういう一応網を全部にかけるというふうな形式をとることによりまして、実質的にはアウト・サイダーの取締をいたしたい、こういうわけでありますて……。

○小林英三君 第六は第何条ですか……。

○政府委員(松尾泰一郎君) これは法案の十九条の七でございます。第十九条の七を少しく詳細に申上げますと、先ずこういう第一段の段階として、そういう勧告命令を出し得る場合は、この第十九条の七の第一項で規定をいたしておりますが、ちよつと法文のほうを御覧願えば、その二行目から三行目に亘りまして「当該仕向地に輸出する当該貨物の輸出額がその仕向地に輸出されるその貨物と同種の貨物の総輸出額に対し相当の比率を占めている場合であつて、」と、その相当の比率を占めている場合といふことが先ず第一の条件である。それと認定なり組合員の遵守すべき事項を以てしてはその除去せんとする事項を除去することができます。が、から当該事由を除去しなければ輸出取引の秩序の確立を著しく害し、又は輸出貿易の健全な發展に著しい支障を及ぼす虞れがあると認めた場合、その三つの条件を規定しまして、その場合において通商産業省令で一般の輸

り品質その他数量について輸出業者の遵守すべき事項を定める。いわゆる勧告命令をおきましてはこれ又一般的の輸出業者に対しまして、輸出取引における価格又は数量について通常産業大臣の承認を受けなければならぬものとすることができる。こういう規定の仕方であります。第二段の承認の場合におきましては承認制の運用によりまして事前にチェックをいたすわけあります。それと、適切であるかなかという場合であります。が、実際問題といたしますと、価格或いは品質、数量といふようなものをすべて公表をいたすことになりますかと思ひますが、ところが実際問題といたしましてチェック・プライスの実施等につきましては価格を公表することが非常にむづかしい、或いは又数量の統制をいたすような場合におきまして、過去の実績によるという程度なら公表は可能であります。実際問題といたしまして、実績では幾らあつた、或いは頭割りでは幾らあつたといふような調整をいたします場合には、勧告命令ではなかなかやりにくからうございます。そこで、こういう承認制の運用によりましてそれらの点をいたそうとうわけあります。そういうふうな公表のしくじりのような場合を主としてここでこういう勧告命令をすることが適切でないという場合として考えておきま

るのです。又その点につきましては、組合或いは業者の協定が活動によります。活動すればするほど、役所がこうした勧告命令なり或いは承認制を実施するというわざわしさも起るのであります。が、実際問題といたましても、この組合員に関する部分につきましては、省令の規定の仕方によりまして、さきるだけ組合員自身にやらせることといたしまして、アウト・サイダーだけを役所みずからがチェックするというふうな運用によりまして、今申上げました組合が仕事をやればやるだけ役所が忙しくなるというような弊を避けを行きたい、こういうふうに考えております。現在のところでは、まだ組合が活動に活動いたしておりませんので、止むを得ず政府みずからが承認制の運用によってやつておるのであります。その承認制と申しますには、若干体系は別になるわけであります。が、貿易委員会管理法に基く輸出貿易管理令といふようなものでやつておるのであります。が、本法が制定せられまして、漸次輸出組合がこういう活動をいたすようになりますれば、第一次的には輸出組合の活動となり、それでどうしてもアウト・サイダー等の輸出取締の必要が生じるという場合には、本法の勧告命令なり或いは承認命令ということで、漸次こちらの法体系のほうに移行したい、いうふうに考えております。その場合に勿論二重承認を避けるために貿易監督管理法に基くいわゆる輸出貿易管理令の体系によります承認制は撤廃するふうに追加挿入せんとするものでありますことは勿論でございます。

ても、これは我がほうの輸入業者が過度の買付競争を行います場合、その結果輸入価格が不当に吊上げられることが予想される。それから三としまして、通商に関する政局間の取扱によりまして、若干翻高な物資でも一定量の輸入をいたさなければならんというふうな事例が考えられるのであります。そういう理由から輸入業者の協定又は輸入組合の統制業務を認めるごとにしたいと、こういうわけでありまして、今申しました第一の事例といたしましては、タイ米、或いは台湾の砂糖、或いはアルゼンチンの物資のごとく、政府なり或いはこの政府に準ずるような公団等によりまして一手輸出が行われるというような場合、或いはヨーロッパの加里のごとく、相手方が非常に強力なカルテル組織を有する場合が考えられるわけであります。要するに相手方がそういう政府或いは公団で一定してやつておる、或いは強力なカルテルのある場合には、多数の輸入業者が競争するということは非常にまずいことと言えるかとも思うのであります。第二の事例といたしましては、屑鉄の輸入につきまして最近起つたことであります、屑鉄につきまして非常に買いつたのが、最近の事例でございます。又米国、カナダ等から或いは米、小麦、大麦を輸入するような場合にも考

えられるのであります。これらの場合におきましても、非常に業者の買付競争の弊害があるのであります。それから三の事例といたしましては、ペキスタンの綿花、或いはインドネシアから生ゴムとかコブラを買うという場合も予想されるのでござりますが、なおその場合には、その貨物の需要者が、綿花にいたしますれば、紡績業者が割高に物資を引受けてくれるということは、是非とも必要でございまして、輸入業者だけが割高な物資を買うということはできないわけであります。協定の形態といたしましては、大体こういう場合におきましては、当該貨物の需要者がこの輸入業者と一緒に協定をするという場合が多からうかと考えられるわけであります。が、今申しましたようなこういう三つの場合におきまして、輸入業者の協定を認めんとするものであります。

それからその次の第八でございますが、輸入組合の設立が輸入取引の秩序の確立に寄与すると認められる貨物であります。

そこで、政令で定めるものの輸入業者は、通商産業大臣の認可を受け

て、輸入組合を設立し、同組合は通商

産業大臣の認可の下に、輸入貨物の価格、品質その他の取引条件又は数量そ

の他輸入にかかる取引に関する事項について組合員の遵守すべき事項を定め、更にこれを以てしては不十分な場合には、輸入貨物の需要者又は販売業者と組合員のためにする团体協約の締結を行ひ得ることとする。この表現の仕方等は大体輸出の場合と同様に、必ず輸入組合でやれた事柄、それから輸入組合だけで不十分な場合におきまして、この輸入業者でない需要者なり販

あります。それから第二に組合員の共同利益の増進のための施設でございまして、これが機械輸出組合がプラント類の輸出振興のために重機械技術相談室を下設置準備をいたしております。これは本年度の計画といたしましてアルゼンチン、チリ、ブラジル、インド、パキスタン、タイ、ビルマの六カ所に約一億三千万円の経費を以て設置することを計画いたしております。そのうち政府の予算といたしまして七千万円補助をすることになつております。この二十八年度の予算に計上されておるようになります。それから綿糸布の輸出組合におきましては、輸出綿糸布の輸出取引の安定と保険料の低減のために、すでに輸出信用保険の包括契約を実施しております。過日御説明申上げました通りであります。又ガラス製品の輸出組合においても、輸出ガラス製品の品質の維持向上を図るために組合員の依頼による輸出品検査業務を実施中でございます。更に米国においては米国の関税引上げが問題となり輸出品中特に絹スカーフ、陶磁器、また織物類に対しましてそれべく関係の輸出組合において関税引上げに対する阻止運動を展開しておりますが、特に織物類の輸出実績割の輸出組合におきましては、今回スカーフの関税引上げ阻止運動が大成功を奏したのであります。その阻止運動に要します経費につきましては、つきましては、十二組合で組合機関発行その他共同施設業務を開始しておる組合は相当あるわけであります。第3は、不公正な輸出取引の防止業務につきましては、十二組合で組合機関発行その他の共同施設業務を開始しておる組合は相当あるわけであります。第3は、不公正な輸出取引の防止業務につきましては、十二組合で組合機関発行その他の共同施設業務を開始しておる組合は相当あるわけであります。

を発行いたしました。組合員の指導監督に当つております。
それから次に輸出業者の協定であります。現在までのところ該当事例はないわけであります。これは業界が並んで輸出組合を中心にして共同行為をして輸出組合の途が開かれおらんというようなことで、自然消極的にやつておるのじやないかというふうに考えられます。
なお別紙は御質願えればおわかり頼えるかと思います。大体概況を申上げました。
○委員長(中川以良君) それでは本日はこの件に対しまる審議はこの程度にしておきまして、質疑は次回に譲ることにいたしまして、何か資料の御要求がございましたらそれを由指出を頂くことにいたしたいと存じます。
○小林英三君 ついでに、今資料ではありませんが、こういうものを私どもが法案を研究する一つの方便として今御説明になります要綱、第一から最後まで、要綱の第二は法案の第四項、要綱の第三は法案の何条というふうに逐一言つてもらいたいと思います。
○政府委員(松尾泰一郎君) 要綱の第二は、第五条の第一項であります。それから要綱の第三は第五条の第一項に入つております。それから要綱の第七条は法案の第七条の二でございます。それからちよつと飛び飛びになつて恐縮であります。要綱の第五の輸出組合は、要綱の第五条の二でございます。それから要綱の第七条は、要綱の第五条の二でございます。

の出資制は第十二条の、二でございます。その後第六条は第十九条の七であります。要綱の第四は、体協約のほうは十一條でございます。要綱の第四は、後段になるわけでござります。要綱の第六条は第十九条の三とそれから二条でございます。要綱の第八でございます。要綱の八でござります。要綱の一条各項にそれへ加えられから要綱の第十一、二、三、四、五、六とておられます。

○小林英三君 適切でないと認めたときに大臣の承認を受ける義務を課すことがあります。○政府委員(松尾泰一郎君) そういうことがあります。○小林英三君 そうすると、その頁の下に記載の質、数量等について輸出業者の遵守すべき事項を命じ」とあります。が、それもやはり義務なんでしょうか? 受ける義務ですね。

○政府委員(松尾泰一郎君) 従いまして、その命ずる場合とそれから承認を受ける場合と二つある。で、今まで申しした価格とか数量等につきましては、勧告命令で行く場合は、実際には少いのじやないかというふうに考えておるわけです。一応あり得る形態としてしまして、勧告命令と承認命令とを並列的に書いて、その後段のほうは前段の勧告命令をすることが適切でない場合にまあ限定をするわけなんです。

○小林英三君 こういう書き方でいいのですかね。適切でないと認めるときに義務を負う。

○政府委員(松尾泰一郎君) その御生命令を出して効果が挙らん場合に、その承認のほうの命令に移るという考え方ではなしに、やり方として二つの場合を予想しておる、こうしたことになります。

○政府委員(松尾泰一郎君) これは事務大臣の承認を受けさせるようにする。

際の運用からいたしますと、組合ならぬ組合がこういう輸出業務を営むについでは、アウト・サイダーの取締がなかなかうまく行かんければ効果が挙がらないのだということを役所側に申出て来るのでござります。そこでまあ役所側としてはいろいろ事情を考え、成るほどこの輸出組合の組合員の出して来る数量がこの海外市場向けの輸出の中に占める割合がかなりあるとか、或いはこの輸出秩序の確立或いは貿易の健全な発達から見て、どうしてもこれと、こう判断したときに初めて勧告命令かあるいは承認命令を出す、こういう考え方をいたしております。それで、そこまでいって実際の手続から言いますと、組合のそういう申出があれば、それからいろいろこのアクションを起すと申しますか、そういう行き方をいたすことの一応考えて見たのでありますが、これは国際的に非常に影響を持ちますので、そういう組合が政府を動かしてやつたという形式はできるだけ避けたほうがよからうということです。この点は中小企業の安定法とはちょっと行き方を変えたつもりであります。そのほうが実情に副うのじやないか、実際の運用としては、それは役所がいきなり勧告命令とか或いは承認命令を出すということはないので、業界からいわゆる強い要望があつて、それに副うてやる、そういうことにならうかと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(中川以良君) それではわよ
うにいたします。
では通商産業委員会と経済安定委員
会の連合委員会は、これにて散会いたし
ます。

午後三時二十三分散会

昭和二十八年七月三十日印刷

昭和二十八年七月三十一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局